

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

静岡国民年金 事案 1577

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 52 年 7 月から同年 9 月まで

私は、国民年金保険料をずっと納付してきたという意識しか無く、飛び飛びで納付しないということは考えられない。督促を受けた覚えも無いため、申立期間以外は全て納付済みであるのに、申立期間だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間の 2 期間のみであり、かつ合わせても 12 か月と短期間である。

また、申立人が申立期間当時居住していた市の被保険者名簿から、申立期間前後の保険料は現年度中に納付されていたことが確認できることから、前後の保険料が遅滞無く納付されている申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から8年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から8年8月まで

私が20歳になって1年ほど経過した頃、国民年金保険料の未納期間に係る納付書が送付された。当時は学生で納付することが困難であったため、平成8年9月か10月頃に帰省した際、母親に納付を依頼した。母親は保険料をまとめて全額郵便局で納付したことを記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が20歳到達時から1年経過した頃、既に国民年金に加入していたのであれば、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたと考えられるが、申立人に対して同記号番号が払い出されたことはいかなる理由からも、申立人の基礎年金番号が付番された平成10年10月20日に、申立人は初めて国民年金に加入したものと考えられる。このため、基礎年金番号が付番されるまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、国民年金保険料の納付を求められることは無かったと考えられる上、同付番時点で、申立期間は既に時効であり、保険料を遡って納付することもできない。

また、申立人は、申立期間の保険料について、申立人の母親がまとめて納付したと述べているところ、オンライン記録上、平成10年10月から同年12月までの短期間に、8年9月から11年3月までの保険料を、過年度納付及び現年度納付により集中的に納付したことがうかがえることから、申立人は、この保険料納付を申立期間に係る保険料納付と混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1579

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成元年 2 月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を納付していなかったが、会社に勤め始めた平成元年 3 月頃、母が、自宅に来訪した私より 2 学年ほど下の小学校の同窓生である市役所職員に、申立期間の保険料を納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、自宅に国民年金のことで訪問があった特定の市職員と話した記憶があるとするのみであり、同職員による訪問を受けた際、保険料を納付したとの記憶は明確ではない。

また、当該市によれば、その母が特定する市職員は、採用時から現在に至るまで国民年金担当部署に在籍したことは無く、当時は市民税担当部署に在籍していたことが確認できる。さらに、その市職員も、平成 2、3 年頃（平成 2 年の場合、申立期間は過年度となるため、市では保険料の徴収を行わない上、3 年 4 月以降は、申立期間は既に時効のため保険料を納付することはできない。）、申立人宅を訪問した記憶はあるものの、自身が在籍する市民税担当部署の用務（申立人の家族の所得状況の確認）として訪問したものと述べており、当該市でも、市民税担当部署が国民年金保険料の徴収を行うことは無かったとしているなど、同訪問により保険料が徴収されたことは考え難い。

加えて、申立人は、その母が申立期間の保険料を立て替えて納付してくれた後、その母に納付分として 10 万円前後を返した記憶があるとしているところ、同金額は申立期間の保険料を納付するのに必要となる金額とは大きく

乖離^{かいり}している。

このほか、申立人が居住する市の被保険者名簿でも、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}も無い上、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。